

国 住 備 第 487 号
令 和 5 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市
住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

配偶者からの暴力被害者に対する居住の安定確保について

配偶者からの暴力を受けた被害者（以下「DV 被害者」という。）への公営住宅への入居の取扱い等については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号）（別添 1。以下「通知」という。）により、特段のご配慮をお願いしているところです。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部、男女共同参画推進本部）において、配偶者暴力対策の抜本強化に向け、生活・就業・住宅・子育てなどの生活再建に必要な手続の見直しなどについて、令和 4 年内に抜本強化策を取りまとめる。」とされたことを受け、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日 DV 対策抜本強化局長級会議）（別添 2）が取りまとめられました。その中では、

- ・令和 4 年 1 月に改正を行った通知に基づき、公営住宅における DV 被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るよう、令和 4 年度内に地方公共団体に対して再度周知するとともに、DV 被害者等の入居を拒まないセーフティネット登録住宅制度を推進する。
- ・被害者の居住の安定を図るため、公営住宅等への入居に関し、地方公共団体から配偶者暴力相談支援センターや居住支援法人等に対して公営住宅等の空き室や募集情報等を積極的に提供するなど、地方公共団体における配偶者暴力相談支援センター等との連携事例を調査・整理し、令和 4 年度内に地方公共団体に対して周知を行う。また、地方公共団体における公営住宅の空き室等の問合せ窓口及びセーフティネット登録住宅の情報提供システムについて、令和 4 年度内に配偶者暴力相談支援センター等に対して周知を行う。

とされたところです。

このため、各事業主体におかれましては、下記一～三の事項に留意の上、DV 被害者に対して居住の安定が図られるよう、引き続き、特段のご配慮をお願いいたします。

都道府県におかれては、貴管内の事業主体（指定都市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課より配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」という。）に対して別添3のとおり周知されていることを申し添えます。

記

一 公営住宅の優先入居及び目的外使用の活用促進について

DV 被害者については、従来より、通知において、公営住宅への入居の取扱いについて各事業主体に特段のご配慮をお願いしてきたところですが、引き続き、DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅への優先入居制度及び目的外使用の活用をお願いいたします。また、未だ DV 被害者を優先入居の対象としていない事業主体においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第 2 条の 2 に基づく基本方針において、「被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居の制度が一層活用されることが必要」とされていることから、当該基本方針の趣旨を踏まえ、優先入居制度の活用について積極的に検討を行うようお願いいたします。

例えば、事業主体において、配偶者暴力防止等法第 2 条の 3 第 1 項及び第 3 項に基づく基本計画を策定し、当該基本計画において、DV 被害者の住居の確保等について規定した場合において、その趣旨を踏まえ、優先入居の取扱いについて検討をお願いいたします。

二 公営住宅等の空き室や募集情報等に関する支援センター等への提供について

既に通知において、優先入居や目的外使用の実施にあたり、「事業主体は、当該地方公共団体の福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との緊密な連携を図る」ようお願いしていますが、DV 被害者の生活再建の支援を強化するためとりまとめられた「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」の趣旨を踏まえ、支援センター等に対して、公営住宅等の空き室や募集情報等の積極的な提供について検討をお願い致します。なお、その際は、既に支援センター等に対し、公営住宅等の空き室や募集情報等を情報提供しているなどの取組み（別添 4）を参考に、ご検討いただきますようお願いいたします。

三 セーフティネット登録住宅制度の推進について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づくセーフティネット登録住宅制度において、「住宅確保要配慮者」として DV 被害者を位置づけております。各地方公共団体におかれては、引き続き、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進や情報提供

に努めること等により、DV 被害者への支援を積極的に進めていただきますようお願いいたします。